

をこの城に置いたとある。

ハサダニホウ 波佐谷坊 ↓シヨウコウジ 松岡寺(能美)。

ハサミイシ 挾石 鳳至郡南北郷に屬する部落。挿石と書かれて居ることもある。

ハサラ 波佐羅 能美郡輕海郷に屬する部落。

ハサラジヨウ 波佐羅城 能美郡波佐羅に在つた。越登賀三州志故墟考に、波佐羅堡はこの村領山にあるが、堡主の傳がないとある。

ハサンバエンテイシユヤジン 婆珊婆演底 至夜神 鹿島郡石動山二宮口の登路中に、高さ六〇樞の自然石に婆珊婆演底主夜神と刻した上に梵字三つを横列し、裏面に天潮拜と刻したものである。主夜神はまた主夜叉神とも書せられるもので、華嚴經に説かれた護法神である。その神像は、京都三條の檀王法林寺にも安置せられてゐる。

ハシアハガサキ 橋栗ヶ崎 石川郡鞍月庄に屬する部落。元祿十五年十二月二日粟崎と改稱した。↓アハガサキ 粟ヶ崎。

ハジカシ 波志借 鳳至郡南北郷に屬する部落。能登名跡志に、『波志借村は公領私領入交る也。全翁寺とて禪宗あり。一向宗一ヶ寺あり。此(波志借川)に又はね橋あり。川上は藤巻村山より流れて、此橋ある故元は橋村なり。梶村も續き也。又橋爪に開出の地蔵とて靈像の尊像あり。行基の作にて靈驗あらた也。此村より中居へ十四町あり。風景也。』とある。文中にいふ地蔵は、今中居に移されてゐる。

ハジカシガハ 波志借川 鳳至郡中居川の中流が波志借の部落を貫く間に於いて、波志

借川の稱がある。

ハジカミジンジャ 波自加彌神社 河北郡入幡・二日市入會の地に鎮座する。もと四坊高坂にあつたが、社殿を失うた爲田鹿入幡神社に合併したものと傳へる。式内等舊社記に、『波自加彌神社。式内一座。田鹿郷四坊高坂村地内小金清水鎮座之處。中古罹兵火。社殿燒亡。後遷座于田近入幡宮。爲相殿』とある。しかし今は波自加彌神社といふから、田鹿入幡宮は廂を貸して母屋を奪はれた形である。

ハジカミジンシャリヤクエンギコウ 波自加彌神社略縁起考 一冊。明治七年能本和彦著。河北郡二日市村の田近入幡宮即ち式内波自加彌神社の縁起が、元祿七年佐々木昌致によつて書かれてゐたのを、更に改め作つたものである。

ハシゲンセン 端玄川 天和元年藩の御醫師となり、六百俵を受けた。貞享二年二月廿一日京都邸の奉行堤勘右衛門から飛脚を以て、新院御儀に就いて急に玄川を召されるとの通牒があつたから、藩は直に之を出發せしめたが、廿二日に崩御し給うたとの報に接して途中から歸つた。新院は後西天皇である。玄川は元祿六年歿し、その子孫相繼いで藩に仕へる。

ハシケンドウ 橋健堂 諱は鶴、字は反求、蘭亭と號した。金澤の人。兄健堂、筆翰句讀を以て家塾を開いて居たが、その歿後蘭亭業

を襲ぎ、亦健堂を通稱とした。明治三年金澤藩の文學訓導となり、四年文學四等教師・筆翰教師となり、置縣の後小學校に出仕、十四年十二月二十五日九十九歳を以て歿した。

ハシゴザカ 梯子坂 白山々麓舊市、瀬温泉から頂上への登路中、標高一〇〇米乃至一二五〇米の急坂。傾斜三〇度で長さ二軒に及び、その終る所は六萬部山の頂上である。

ハシゴホリ 端郡 能登の羽咋・鹿島二郡は、之を總稱して口郡とも端郡ともいうた。天文十六年閏七月七日飯川主計助光誠判書に、『至于端郡押水駿河殿一戰之刻云々。』又群書類從四百九十號驢嘶餘に、『氣多端郡能州一宮云々。』など、見える。

ハシゴホリシヂユウゴガソン 端郡七十五ヶ村 鹿島郡酒井永光寺傳來古文書目錄に、九月十八日畠山兩奉行端郡七十五村三分一免除狀一通、同端郡七十五村三分一免除長續連狀一通とある。端郡は口郡であるが、その七十五ヶ村といふものは邑知七十五村と同じからう。↓オウチシヂユウゴガソン 邑知七十五ヶ村。

ハシシヨウ 端章 字は子甫、號は蘭嶼。醫を業として世利を顧みず、深山壺峰・不破南臺等と詩交最も深かつたが、晩年には茶技を事とした。實曆前後の人。

ハシセキホ 橋石圃 名は敬、字は子義。一號閑遊。通稱安左衛門、後往來と改めた。初め書を橋觀齋に學び、嘉永四年家塾を開き、翌年町儒者たるの免許を得、慶應三年藩の書寫役備となり、明治十二年七月三十日六十二歳を以て歿した。

ハシタテ 橋立 江沼郡北濱に屬する部落。

源平盛衰記壽永二年五月二日平家加賀の侵入の條に、『先陣安宅につけば、後陣は黒崎・橋立云々まで列りたり。』と見える。この部落の海岸に懸崖の地があり、越登賀三州志に、富田景周が安永中こゝに遊んだ時には、海中へ二百間許突出した石塔であつたが、その後一夜巨濤の爲に洗ひ去られて、今は更に跡方がないとある。然らば即ち橋立は、丹後の橋立と同じく橋立の意である。

ハシタテコウ 橋立港 江沼郡橋立の海面で、東方に洪積層の江沼臺地尼御前崎を控へ、南は第三紀の凝灰岩天崎に抱擁せられて、港灣らしい形勢をしてゐる。天崎から少し離れて海中にある小島を波瀬島といひ、港の中央沖合に夫婦岩があつて、共に風浪を避けしめる。

ハシタメ 端女 藩政時代に於いて、専ら御廣式内の炊事等の下働をした下婢で、五人扶持位を興へられ、腕力のあるものが多かつた。ハシタメは常に略してハシタというた。

ハシツメ 橋爪 石川郡中奥郷に屬する部落。この地、中村川の橋爪にあるから村名とした。

ハシツメサンジュウロウ 橋爪三十郎 組外に屬し、祿二百五十石。妄判を以て米を賣拂うた罪露顯し、元祿三年七月九日岡島左膳に御預となり、八月廿一日切腹を命ぜられた。

ハシツメシン 橋爪新 石川郡中奥郷に屬する部落。

ハシツメヌヒノスケ 橋爪縫殿助 初名小右衛門。尾州荒子に於いて前田利家に仕へ、三百五十石を領し、元和三年宗俊と號し、隱居知百石を受け、七年歿した。子孫藩に世襲